

新しい時代の公益法人制度の在り方に関する有識者会議・中間報告

令和4年12月26日 内閣府大臣官房公益法人行政担当室

1. 改革の意義及び基本的方向性

- 我が国の公益法人は、明治29年（1896年）の制度創設以来、社会のあらゆる分野で民間による公益的活動を牽引、国民の信用を獲得。2006年改革において、主務官庁制を廃止し、内閣府に設立許可・指導監督を一元化。厳格な事前規制・監督による国民の信頼確保に重きを置いた行政。
- 新しい資本主義の実行計画では、「民間も公的役割を担う社会の実現」を柱の一つと位置付け。「公」の主たる担い手である公益法人が、社会的課題の取組を継続的・発展的に実施していけるよう、「活動の自由度拡大」と「自由度拡大に伴うガバナンスの充実」を両輪として、公益法人制度の時代に合わせた改革を進めていく必要。

2. 法人活動の自由度拡大

- 改革の目的に照らし、公益法人が社会的課題の変化等に柔軟に対応して公益的活動の活性化が図られるよう、活動の自由度を拡大。
 - 収支相償原則の見直し
 - 単年度の収支差ではなく、将来の公益目的事業の持続・拡充のための準備資金を除いた分につき、中期的な収支均衡状況を図る趣旨を明確化
 - 遊休財産規制の見直し
 - 合理的理由により現行上限額（公益目的事業費1年相当分）を超えて保有する場合、その理由や財務状況等を透明化し適切な管理・活用を行うことの説明責任を課す
 - 認定等手続の柔軟化・迅速化
 - 公益性に大きな影響を与えない変更は、変更認定から届出に
 - 行政庁による審査の迅速化、透明性（予見可能性）の向上

3. 自由度拡大に伴うガバナンスの充実

- 不祥事防止等のコンプライアンス確保に加え、自由度拡大に伴う社会的責任の高まりに見合う説明責任強化のためガバナンスを充実。
 - 法人運営の透明性の一層の向上
 - 情報開示の範囲を拡充
 - 一元的な情報プラットフォームの整備
 - 法人の内外からのガバナンスの向上
 - 法人運営への外部からの視点の導入、監査・監督機能の強化等による法人の自律的ガバナンスの充実
 - 社会的な評価・チェック機能の向上
 - 行政による事後チェック
 - 立入検査の重点化、不適切事案に対する迅速かつ的確な行政処分

4. 公益活動の活性化のための環境整備

- 公益法人行政のDXの推進（申請のデジタル完結、ユーザーの利便性向上、定期提出書類の負担軽減など）
- 公益信託の公益認定制度への一元化による民間公益活動活性化

今後のスケジュール（予定）

- 令和5年夏 新しい資本主義実行計画・骨太方針
予算要求・税制改正要望予定
- 令和6年 改正法案国会提出を目指す